

緊急自動車等指定及び届出事務取扱要領の制定について（例規）

（最終改正：平成20年11月28日 務第65号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年公安委員会規則第9号）の一部改正に伴い、緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定及び届出の適正な事務取扱いを行うため緊急自動車等指定及び届出事務取扱要領を別記のとおり定め、平成2年10月17日から実施することとしたので、誤りがないようにされたい。

なお、「緊急自動車等の指定及び届出に対する事務取扱いについて（例規）」（昭和59年3月29日付け交企第21号）は、廃止する。

別記

緊急自動車等指定及び届出事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及び和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年公安委員会規則第9号。以下「細則」という。）の規定に基づき、公安委員会が行う緊急自動車及び道路維持作業用自動車（以下「緊急自動車等」という。）の指定及び届出に関する事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 緊急自動車の指定

1 指定申請の受理

緊急自動車等の指定申請の受理は、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長が行うものとする。

2 指定対象自動車

指定申請の対象となる緊急自動車等は、第3の2及び3に示す届出対象自動車以外の緊急自動車等とする。

3 指定申請時の提出書類

- (1) 指定申請は、細則第7条第1項に規定する緊急自動車（道路維持作業用自動車）指定申請（届出）書（以下「指定申請書」という。）を2通提出させること。
- (2) 申請自動車を直接確認できないときは、自動車検査証又は譲渡証明書の写し2通及び四方から撮影した写真2枚を添付させること。

4 指定申請時の取扱い

- (1) 緊急自動車と道路維持作業用自動車を兼ねて指定申請があった場合は、各別に指定申請書2通を提出させること。この場合において、自動車検査証又は譲渡証明書及び四方から撮影した写真は、いずれかの指定申請書に添付させるだけでよい。
- (2) 令第13条第1項第6号に規定するガス事業で危険防止のための応急作業に使用する緊急自動車の指定申請については、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第6条第1項（一般ガス事業許可証）又は同法第37条の5第1項（簡易ガス事業許可証）に規定する経済産業大臣又は経済産業局長が発行する許可証の写し2通を申請書類に添付させること。
- (3) 令第14条の2に規定する道路維持作業用自動車には、道路管理業務の受託者又は請負人（当該業務の再受託者又は下請負人を含む。）が使用する自動車を含むものとし、この場合、以下の手続によるものとする。

ア 令第14条の2第1号に該当する自動車で、道路管理業務の受託者又は請負人からの申請である場合は、令第14条の2第2号の規定を準用し、公安委員会の指定を受けさせること。この場合において、指定申請書の申請者欄が当該道路管理業務の受託者又は請負人名であっても受理することとし、当該作業にかかる委託契約を証明する書面の写し2通を申請書類に添付させること。

イ 令第14条の2第2号に該当する自動車の場合は、同号に「道路の管理者が」と規定されているため、指定申請書の申請者欄は道路管理者名でなければならない。

- (4) 第3の2(2)に規定する道路維持1号該当車と一体となって使用される貨物自動車（いわゆるダンプ、トラック等）については、令第14条の2第2号の規定を準用し、道路管理者又は道路管理業務の受託者若しくは請負人から申請があった場合は、道路維持作業用自動車として公安委員会の指定を受けさせること。

5 指定申請時の事務処理

- (1) 警察署長は、申請者から指定申請を受理したときは、指定申請書1通（正本）と第2の3(2)に規定する添付書類を第4の3に規定する調査副申請書に添付して公安委員会に送付（交通部交通企画課長経由。以下同じ。）し、1通（副本）は受理警察署で保管すること。
- (2) 警察署長は、公安委員会から緊急自動車（道路維持作業用自動車）指定申請受理通報書（別記様式第1号。以下「指定申請受理通報書」という。）の送付があれば、当該申請者に交付すること。その際、申請者には、当該指定申請受理通報書を近畿運輸局和歌山運輸支局又は軽自動車検査協会和歌山事務所（以下「運輸支局等」という。）に提出させ、運輸支局等の登録手続等を済ませた後、自動車検査証の写し2通を警察署長に提出するよう指示すること。
- (3) 自動車検査証の写しを受理した警察署長は、その1通を公安委員会に送付し、細則第7条第2項に規定する緊急自動車指定証又は道路維持作業用自動車指定証（以下「指定証」という。）を公安委員会から受理すれば、速やかに当該申請者に交付すること。
- (4) その他、指定申請時の事務処理手続は、別表2(1)のとおりとする。

第3 緊急自動車等の届出

1 届出の受理

緊急自動車等の届出の受理は、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長が行うものとする。

2 緊急自動車等の区分

(1) 緊急1号該当車

令第13条第1項第1号に規定する消防のために必要な特別の構造又は装置を有する自動車として公安委員会への届出でよいもの（以下「緊急1号該当車」という。）は、別表1(1)のとおりとする。

(2) 道路維持1号該当車

令第14条の2第1号に規定する道路維持のために必要な特別の構造又は装置を有する自動車として公安委員会への届出でよいもの（以下「道路維持1号該当車」という。）は、別表1(2)のとおりとする。

3 特例緊急自動車の特例届出

地方公共団体の保有する緊急1号該当車及び救急用自動車（以下「特例緊急自動車」という。）については、次により特別の取扱い（以下「特例届出」という。）を行うものとする。

- (1) 特例届出は、細則第7条の2第1項に規定する緊急自動車届出書を2通提出させること。
- (2) 特例届出があったとき、警察署長は形式・内容等が有効なものであることを確認したうえで受理し、緊急自動車届出受理通報書（別記様式第1号）を即日交付すること。その際、届出者には、当該自動車について運輸支局等の登録手続等を済ませた後、自動車検査証の写し2通を警察署長に提出するよう指示すること。
- (3) 警察署長は、当該自動車検査証の写しを受理した場合、交通部交通企画課長に細則第7条の2第2項に規定する緊急自動車届出確認証を交付する旨電話報告し、公安委員会指令番号の交付を受け、同証を即日交付すること。
- (4) その他、特例届出の事務処理の手続は、別表2(2)のとおりとする。

4 特例緊急自動車以外の緊急自動車等の届出

地方公共団体以外の者が保有する緊急1号該当車及び救急用自動車並びに道路管理者が保有する道路維持1号該当車の公安委員会への届出については、次の要領によること。

- (1) 届出は、届出書を2通提出させること。

- (2) 届出に関する事務手続きについては、第2の5の指定申請時の事務処理に準じて行うものとする。この場合において、「申請者」とあるのは「届出者」と、「指定申請」とあるのは「届出」と、「指定申請書」とあるのは「細則第7条の2第1項に規定する緊急自動車（道路維持作業用自動車）届出書（以下「届出書」という。））」と、「指定申請受理通報書」とあるのは「緊急自動車（道路維持作業用自動車）届出受理通報書（別記様式第1号。以下「届出受理通報書」という。））」と、「指定証」とあるのは「細則第7条の2第2項に規定する緊急自動車（道路維持作業用自動車）届出確認証（以下「届出確認証」という。））」と読み替えるものとする。
- (3) その他、届出の事務処理手続は、別表2(1)のとおりとする。

第4 事務手続上の留意事項

1 使用者の確認

指定申請及び届出を受理するときは、当該自動車の使用者が令第13条第1項各号及び同第14条の2に規定された自動車を使用する者に該当するかどうかを確認すること。

2 自動車の確認

- (1) 指定申請及び届出の対象自動車が、緊急自動車にあつては令第13条第1項各号に規定する自動車に該当するか、また、道路維持作業用自動車にあつては令第14条の2に規定する自動車に該当するかどうかを確認すること。
- (2) 指定申請自動車は、その使用目的にかなったものであるかどうかを確認すること。
- (3) 指定申請及び届出の対象自動車の車種は、譲渡証明書又は自動車検査証記載の長さ、幅、高さ、車両総重量、乗車定員等を確認したうえで、法上の自動車の種類に従って区分すること。
- (4) 指定申請及び届出の対象自動車の塗色等は、下記のとおりであるかどうかを確認すること。

ア 緊急自動車

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第69号。以下「保安基準」という。）

第49条第2項に規定する塗色であり、かつ、令第14条並びに保安基準第49条第1項に規定する警光灯及びサイレンを備えていること。

イ 道路維持作業用自動車

規則第6条の2に規定する塗色であり、かつ、保安基準第49条の2に規定する黄色の燈火を備えていること。

- (5) 次の緊急自動車の指定については、警察庁と関係機関との協定により台数に制限があるので、該当自動車の指定申請があつた場合は、交通部交通企画課に照会すること。

ア 令第13条第1項第2号に規定する自衛隊用自動車

イ 令第13条第1項第6号に規定する公益事業用自動車のうち、日本電信電話株式会社（NTT）が使用する移動電源車及び移動無線車並びに社団法人日本自動車連盟（昭和26年11月15日に社団法人日本自動車連盟という名称で設立された法人をいう。）が使用する自動車

3 調査副申書の作成

指定申請及び届出（特例届出を除く。）があつた場合は、緊急自動車と道路維持作業用自動車の区分及び指定と届出の区分の確認並びに関係書類等の調査点検を行うとともに、第4の1及び2に規定する事項に留意し、指定及び届出に対する適否の意見等を緊急自動車等調査副申書（別記様式第2号）に記入して、報告すること。

4 指導すべき事項

指定証若しくは届出確認証の交付時又は機会をとらえて、当該緊急自動車等の使用者等（道路交通法第75条第1項に規定する「使用者等」をいう。）に対し次の事項について指導すること。

- (1) 緊急自動車については、定められた運転資格を有する者を運転要員に指定するなど、適正な運用を図ること。
- (2) 道路交通法第74条第2項に規定する運転者に対する安全運転教育を定期的に行うこと。
- (3) 緊急自動車等は、法令及び規則等において通行の特例が認められていることから、そ

- の要件等を運転者に十分認識させ、濫用にわたることのないよう指導を徹底すること。
- (4) 指定証又は届出確認証は、当該指定又は届出に係る自動車に必ず備え付けておくこと。
- (5) 指定証又は届出確認証について、記載事項変更、再交付又は返納すべき事由が生じた場合は、細則第7条の3第2項及び第3項に規定する手続により、速やかに届出、申請又は返納等を行うこと。

第5 簿冊の備付け等

1 指定及び届出台帳

緊急自動車等の指定及び届出の経緯を明らかにするため、交通部交通企画課及び各警察署に緊急自動車等指定台帳（別記様式第3号）及び緊急自動車等届出台帳（別記様式第4号）を備え付け、指定証又は届出確認証の交付、記載事項変更、再交付又は返納があればその都度記載して、適正な管理を行うこと。

2 指定及び届出関係書類綴

指定及び届出等の関係書類については、緊急自動車等指定関係書類綴及び緊急自動車等届出関係書類綴を備え付け、各別に編さんすること。

別表1

(1) 緊急1号該当車

<p>ポンプ車、はしご車、水そう車、化学車、放水車、司令車、先行車、空中作業車、排煙車、高発泡車、照明車、電源車、林野火災工作車、空気充てん車、ポンプ積載車、泡原液搬送車、高所放水車、放水砲車、消火剤投入車、無線車、破壊工作車、レッカー車、クレーン車、救助工作車、レスキュータワー車、耐煙救出車、耐熱救難車、資機材搬送車、広報車</p>
--

※ 注 上記自動車のうち、資機材運搬車は資機材を固定する特別の構造又は装置を有するものに限り、広報車は火災その他の現場で避難誘導に用いるものに限る（これに該当しない自動車については、指定対象として取り扱うこと。）。

(2) 道路維持1号該当車

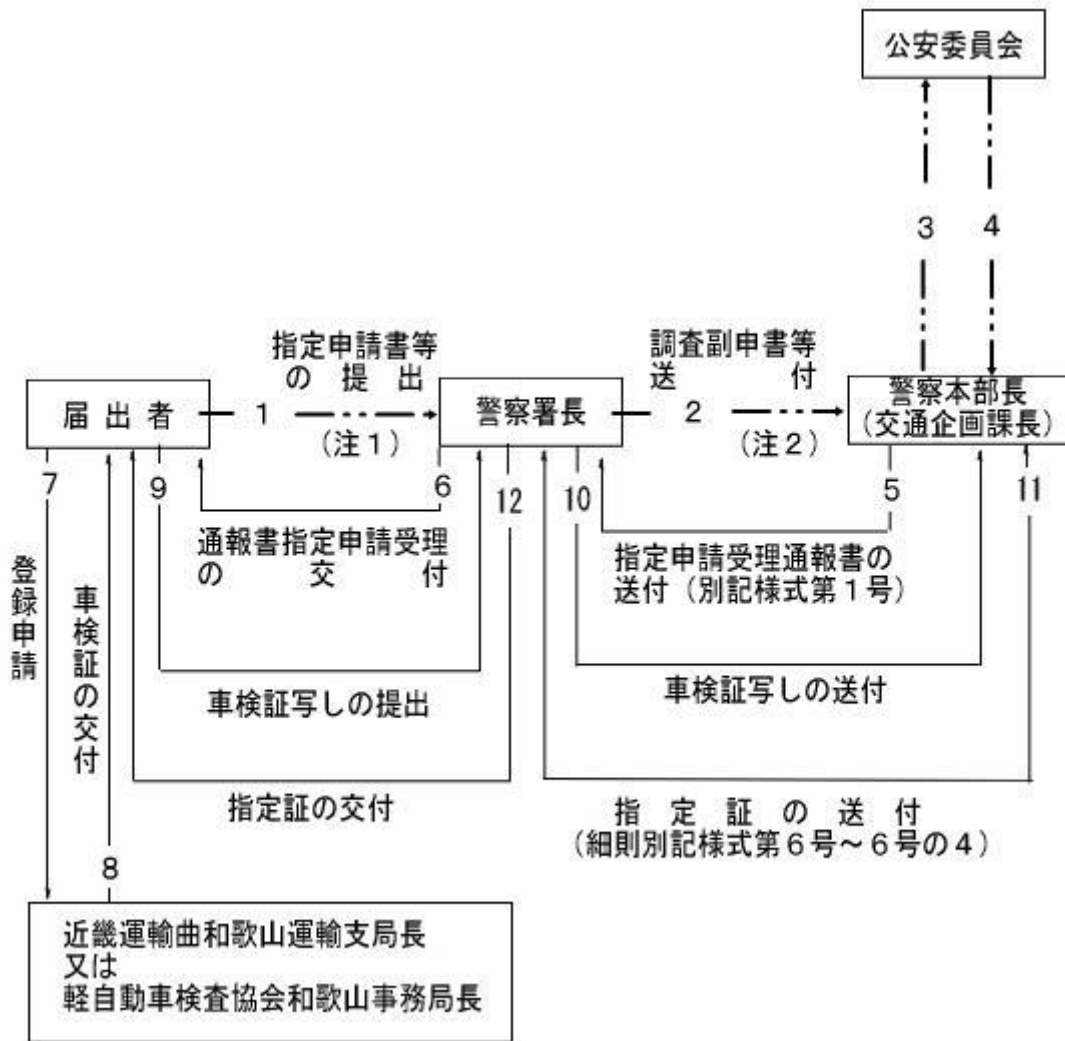
作業区分	車 種
路面補修作業用	コンクリート破砕車、舗装版破砕車、路面切削機、ヒータープレーナ、モーターグレーダ、ロードスタビライザ、ローラ類、トラクターショベル、バックホウ、ショベルローダ、コンクリートミキサー、アスコン運搬車、路面補修車、骨材散布車、アスファルトフィニッシャ
清掃作業用	散水車、水タンク車、トンネル清掃車、路面清掃車、デリニュータ清掃車、ガードレール清掃車、側溝清掃車、草刈車、せん定車、排水管用清掃車
除雪作業用	凍結防止剤散布車、除雪トラック、除雪グレーダ、除雪ドーザ、ロータリ除雪車、スノーローダ、スノーメルタ
その他の作業用	すべり抵抗測定車、大気汚染調査車、橋梁点検車、リフト車、クレーン車、レッカー車、応急作業車、交通規制車、ラインマーカ、維持用万能トラック、工事標識車、発電車、投光車

別表2

緊急自動車等の指定及び届出の事務処理手続

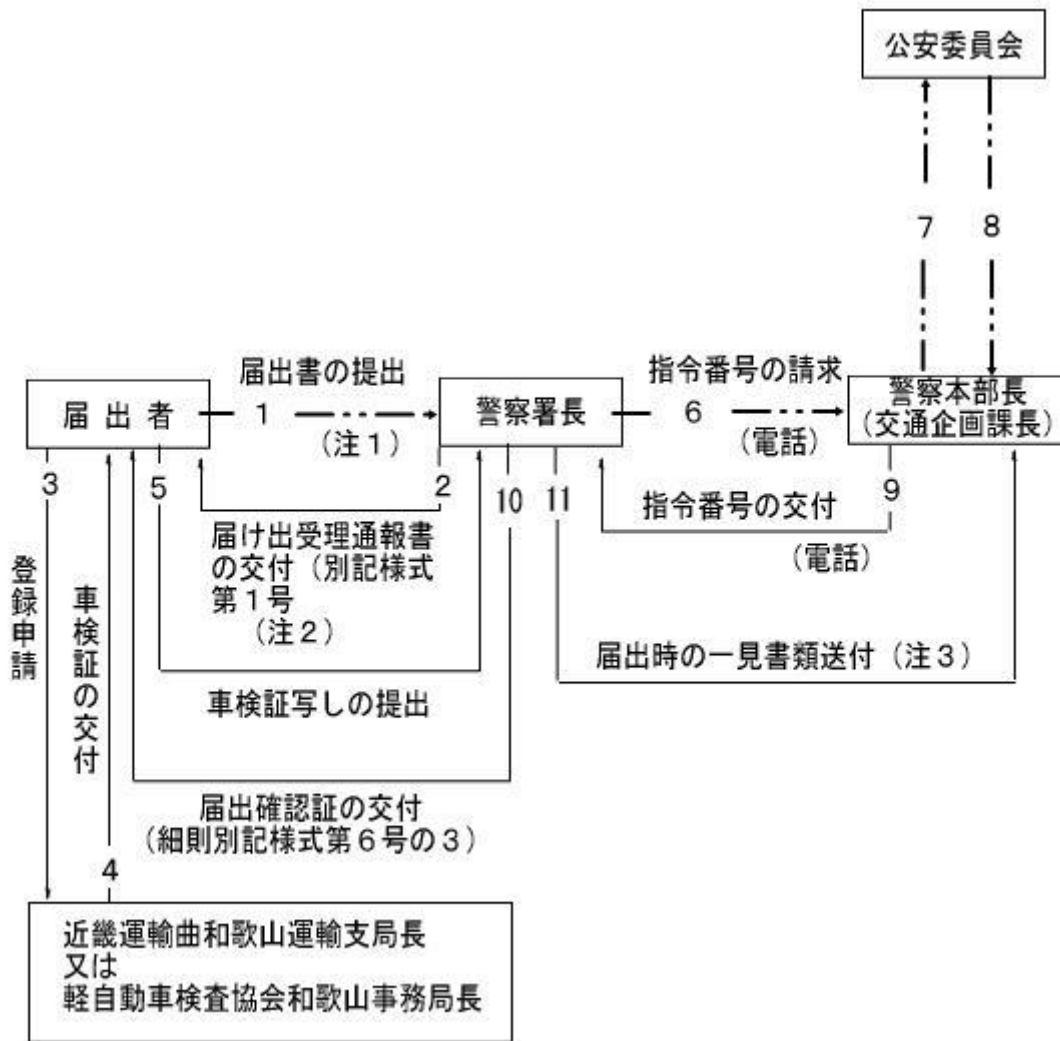
(1) 指定及び届出の場合（特例緊急自動車を除く。）

<届出の場合は、「申請者」とあるのは「届出者」と、「指定申請」とあるのは「届出」と、「指定証」とあるのは「届出確認証」と、「指定申請受理通報書」とあるのは「届出受理通報書」と読み替えるものとする。>



※注1	指定申請又は届出時の添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定申請書又は届出書2通 ・ 四方から撮影した写真各2枚 ・ 委託等の場合は、契約書の写し2通 ・ ガス事業の場合は、許可証の写し2通
※注2	調査副申書への添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 注1に示す書類各1通
※注3	各数字は、手続き順序を示す。

(2) 特例緊急自動車の特例届出の場合



※注1	特例届出添付書類 ・ 届出書（細則別記様式第5号2通） ・ 四方から撮影した写真各2枚
※注2	「届け出受理通報書」の交付については届出受理時に、また、「届出確認証」の交付については登録後の車検証写し受理時に、指令番号の交付を受けた後、それぞれ即日交付すること。
※注3	届出確認証の交付後、提出書類各1通に交付した届出確認証の写しを添付し、交通部交通企画課あて送付すること。
※注4	各数字は、手続き順序を示す。

(別記様式省略)